

令和3年度社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

坂東市社会福祉協議会（以下「本会」という）では、社会福祉法第109条の法的遵守をもとに、昨年3月に策定された市の地域福祉計画（第3次）や、県社協策定の第5次地域福祉活動推進プランとの連携を見据え、本会の総合計画にあたる「第3次坂東市地域福祉活動計画〔令和3年度～令和7年度〕（以下「第3次計画」という）」の策定を、現在進めている最中であります。

これまでの事前準備にあたっては、坂東市から統計提供や民生委員・児童委員さらには小地域で活動中のサロン関係者などからアンケート調査のご協力をいただくなど、本会が地域福祉活動を進めるうえで様々な反省や気づきを得る機会となっております。

坂東市においては、人口構造の変化とりわけ人口減少の推移を見ますと、令和2年を軸に5年前の平成27年と比較した際、約2,400人の減少が認められ、高齢化率は令和2年4月の時点で29.3%を示し、今後も超高齢社会が続く状況となります。全国的にも高齢者数は、団塊世代の子どもたちが65歳に達する2040年まで増加することが見込まれ、見守り支援や介護などの諸課題も複雑多様化してきており、地域福祉活動による支援でニーズに即した対応を推進していくことが必要になると思われます。

また、近年は激甚化する地震や風水害に代表される自然災害に対しても、防災や減災の取組などをはじめ、本会は災害ボランティアセンターの運営など役割を担うことも再認識し、各種事業を催す際の感染症対策なども十二分に備えるよう心掛けてまいります。

これらのことを踏まえ、本会は市民の皆さまや行政及び関係機関と連携を図り、地域福祉推進の中核機関としてその役割が着実に果たせるよう努力してまいります。

2. 基本目標

本会が市民の皆さまや行政及び関係機関と手を取り合いながら地域福祉活動を進めるにあたり、特に大切な4つの言葉「ひとづくり」「地域づくり」「しくみの充実」「基盤の強化」を基本目標に掲げることによって、さらなる発展を遂げる工夫をしてまいります。

ひとづくり

福祉に関する情報の提供や福祉教育、ボランティア活動活性化のための支援を促進していく。

地域づくり

感染防止対策を踏まえ、安心安全に人々が交流できる機会を増やす。また、社会福祉協議会支部をはじめ関係機関との連携強化を図る。

しくみの充実

市民の声や変化する地域課題にきちんと向き合い解決を図るため、「相談や援護」「見守り」「連携」を軸足に置き事業を活性化する。

基盤の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき公共性・公益性が強く、併せて民間色を兼ね備えた社会福祉法人格を有する団体であるため、組織体制の充実や経営基盤の安定などを図る。